⑮　契約締結後に配置する技術者の要件
ア．技術者の専任に関する事項
次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。
①　監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者
②　主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。
イ．技術者の経験に関する事項
①　現場代理人又は主任（監理）技術者は、下記の元請けとしてしゅん功（完了）認定された同種工事の経験を有すること。
（工事経験の年数設定はなし）
同種工事
供用中の道路橋において支承取替を実施した工事
・経験が中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧ＪＨが発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。
・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。
⑯　地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更　本工事は「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Toshio Nakai, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Seismic reinforcement work of Northern Shimomachiya Viaduct on Shin-Shonan By-pass
⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 9 January 2020
⑸　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 13 March 2020. (If documents submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 13 March 2020)
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. Shiroyama Trust Tower 11F, 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和元年12月２日
中日本高速道路株式会社
東京支社長　中井　俊雄
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　東京支社管内　交通対策技術業務(2019年度)（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　業務箇所　東京支社管内　各種路線
⑷　業務内容　本業務は、中日本高速道路株式会社　東京支社管内における各種路線にて、交通技術に関連する各種データ等資料の取りまとめ、休憩施設利用実態調査及び解析を行い、今後の事業実施計画に必要な資料を得るもの。
⑸　履行期間　契約締結日の翌日から360日間
⑹　本業務は、資料提出、入札等を原則として電子入札システムで行う対象業務であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、例外的に電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い郵送による紙入札方式によることができる。
⑺　本件は、電子契約によることができる。（詳細は、入札（見積）者に対する指示書を参照）
2　参加資格
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成31・32年度中日本高速道路株式会社調査等競争参加資格（交通量調査・解析）の認定を受けている者であること。
⑶　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　企業の経験及び業務実施能力
⑵　業務実施体制
⑶　配置予定技術者の経験及び業務実施能力
4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　配置予定技術者の経験及び業務実施能力
⑵　業務への取り組み姿勢（ヒアリング）
5　手続等
⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４－３－１城山トラストタワー11階
中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約課　電話03―5776―5600（代表）
ＦＡＸ03―5776―5260
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法
①　交付期間　令和元年12月２日（月）から令和元年12月17日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで
②　交付方法　入札情報公開システム（当社ホームページに掲載）にデータをアップロードして交付する。
（ＵＲＬ：https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006200600）
なお、データのダウンロードにはパスワードが必要となり、パスワードは電子入札システムの個々の調達案件概要（備考欄）に掲載する。
また、電子入札システムを導入していない入札参加希望者に対してもパスワードを通知するので、データのダウンロードを希望する場合は担当部局まで問い合わせすること。
入札公告及び設計図書等は、訂正・取消をする場合があり、訂正・取消を行ったときは、入札情報公開システムにて掲載する。
⑶　参加表明書の提出期限及び方法
①　提出期間　令和元年12月２日（月）から令和元年12月17日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで
②　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が２ＭＢを超える場合又は契約責任者へ届出を行った場合は、5⑶①の期間に、5⑴に郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、郵送による場合には（正）１部及び（副）として電子データ（ＰＤＦ及びエクセルファイル）を格納したＣＤ―Ｒ１枚を提出するものとする。